

令和4年11月1日発行



研究成果展開事業 共創の場形成支援  
共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）

# 令和4年度委託研究事務処理説明書

＝補完版＝

国立研究開発法人科学技術振興機構  
イノベーション拠点推進部

企業等

## 目次

A. 用語の解説	3
I. 共創の場形成支援プログラムにおける用語の解説	4
B. 事務処理説明書 共通版との違い	5
II. 事務処理説明書 共通版との違い	7
1. 委託研究契約（企業等）の取扱い	7
2. 共創の場形成支援プログラムにおける用語の解説	8
3. 委託研究の予算費目	8
4. 直接経費の費目間流用	8
5. 直接経費の執行全般に関する留意事項について	9
6. 知的財産権の管理について	9
C. 追加事項	10
III. 追加事項	11
1. 採択後の評価について	11
2. 共同研究等の契約	11
3. 海外研究機関との契約	11
4. 委託費の中間報告について	11
5. 計上できる外部リソースの条件	12

令和4年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

○共創の場形成支援プログラム 委託研究契約にかかる書類

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2022/seikatenkaia.html>

## A. 用語の解説

ここでは、共創の場形成支援プログラムにおける  
用語の解説を掲載します

## I. 共創の場形成支援プログラムにおける用語の解説

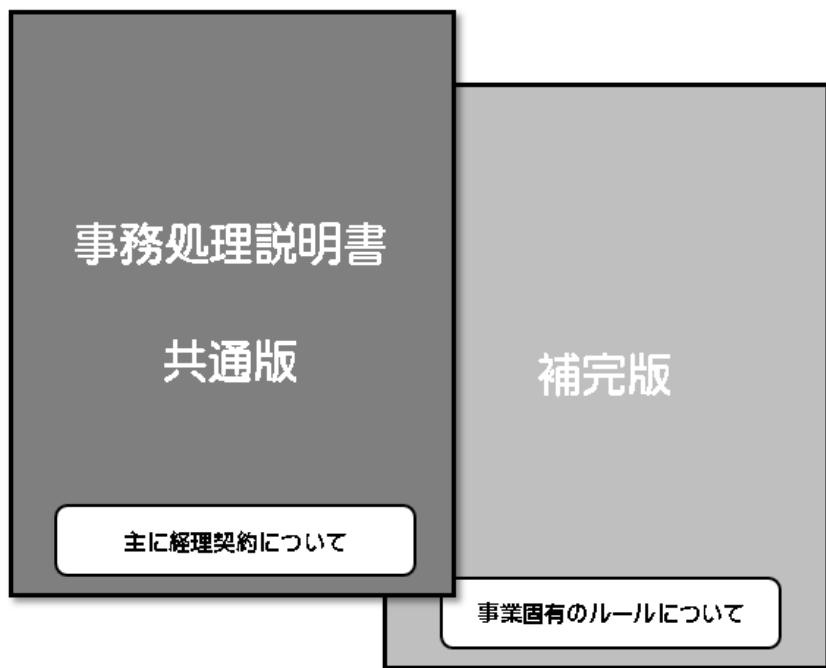
用語	説明
拠点	拠点ビジョンの実現を目指して、研究開発成果の創出および産学官共創システムの構築・運営等の活動を行う主体（共創の場形成支援プログラムの支援終了後も、拠点ビジョンの実現に向けて自立的に活動を継続）
プロジェクト	拠点の活動のうち、共創の場形成支援プログラムにおいて実施するものとして、プロジェクト実施計画書に掲げる実施内容の総体
拠点ビジョン	国レベルやグローバルレベルの社会課題を捉えた、10～20年後の未来のありたい社会像（地域共創分野の場合は、地域の社会課題を捉えた、おおむね10年後の未来のありたい地域の社会像）
ターゲット	拠点ビジョンからバックキャストにより設定される、プロジェクト終了時点までに実現を目指す「具体的かつ到達可能な社会実装の姿又はプロジェクト終了後の近い将来の社会実装に向けた具体的マイルストーン（駆動目標）」
研究開発課題	拠点ビジョン及びターゲットの達成からバックキャストされる、具体的に取り組むべき研究開発上の課題
産学官共創システム	大学等を中核とし、多様なステークホルダーの参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステム
代表機関	拠点・プロジェクトの運営と研究開発の中心的な役割を担う機関
参画機関	代表機関を除く、プロジェクトに参画する全ての大学等、企業等の総称
大学等	国公私立大学等の学校法人、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人、国立試験研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校、研究開発を自ら行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発を目的として設立された法人であり、研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）
企業等	民間企業、自治体、その他「大学等」には含まれない法人
プロジェクトリーダー（PL）	拠点・プロジェクトの責任者
研究開発責任者	代表機関・各参画機関（大学等）におけるプロジェクト実施上の責任者（代表機関においては PL）
実施責任者	各参画機関（企業等）におけるプロジェクト実施上の責任者

## B. 事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」に  
かかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

## 委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版のページ下段に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名（略称）の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項目を記載しています。「補完版」をご覧になる際には、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
- 補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共に差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



○事務処理説明書 共通版 企業等

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022c301manua.pdf>

## II. 事務処理説明書 共通版との違い

### 1. 委託研究契約（企業等）の取扱い

共通版の記載内容	企業等： 5
<p>「1. はじめに」</p> <p>本説明書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が実施する事業を「委託研究契約書」に基づいて委託先研究機関（以下、「研究機関」という。）が推進するにあたり、必要な事務処理等について説明するものです。なお、JSTから研究機関に対して委託される研究を以下、「本研究」といいます。研究機関においては、研究成果の最大化に向け、委託研究契約書及び本説明書に基づき、適正かつ柔軟な委託研究費の執行をお願いします。</p>	

共創の場形成支援プログラムにおいては、上記に以下を追加します。

- 「スタートアップ創出/成長の促進支援」に関する取り扱い

- (1) 委託研究費の支出対象となる機関

共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）では、原則として「大学等」に相当する機関に対してのみ、JSTの委託研究費を支出することができますが、「スタートアップ創出/成長の促進支援」（以下、「本支援」という）に関してのみ、「企業等」に相当する参画機関に対しても、JSTの委託費を支出することができます。

- (2) 委託研究費として支出可能な対象

本支援の委託研究費の直接経費として支出可能な対象は、原則として「共創の場形成支援プログラム」本体の委託研究費における取り扱いに準拠しますが、本支援においては、拠点の技術シーズ等を基にしたスタートアップ創出/成長の促進を可能とする持続的な体制・仕組みづくり及び実際のスタートアップ創出/成長の事例の創成のために直接的に必要な経費に対してのみ充当可能とします。プログラム本体の制度趣旨や本支援のこうした趣旨から、以下の特例に従ってください。

①提案要領における「I. 2. (3)」に例示されている「ファンド組成」について、ファンドの原資及びファンドの組成（いわゆる投資組合の設立等）に直接的に必要な費用として委託研究費を充当することはできません。

②提案要領における「I. 2. (3)」に例示されている「実用性・事業性の検証や製品試作等のための研究開発費の支出」等、研究開発のために必要な費用は、「大学等」に相当する機関のみが支出可能です。本支援において、「企業等」に相当する機関がこのような研究開発を行う場合、その費用はリソース提供の一環として自ら支出してください。

○共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）スタートアップ創出/成長の促進支援 提案要領  
[https://www.jst.go.jp/pf/platform/file/2022/2022\\_kyousounoba\\_startup\\_youryou.pdf](https://www.jst.go.jp/pf/platform/file/2022/2022_kyousounoba_startup_youryou.pdf)

## 2. 共創の場形成支援プログラムにおける用語の解説

共通版の記載内容	企業等 : 5~6ページ
「2. 用語の解説」の表	

共創の場形成支援プログラムにおいては、事務処理説明書 共通版における用語の解説に、本補完版「A.用語の解説」に記載の「I. 共創の場形成支援プログラムにおける用語の解説」を追加します。各用語については、本補完版4ページをご参照ください。

## 3. 委託研究の予算費目

共通版の記載内容	企業等 : 24ページ
「5. 委託研究の予算費目」の表	

共創の場形成支援プログラムにおいては、上記に以下を追加します。

共創の場形成支援プログラムの委託費は「直接経費（研究開発経費とプロジェクト推進経費）」と「間接経費」で構成されます。

- 研究開発経費：個別の研究開発課題の実施に係る経費
- プロジェクト推進経費：プロジェクト全体の運営・マネジメント活動に係る経費  
(プロジェクト推進経費とすべき主な支出項目)
  - ①プロジェクト・拠点の全体企画運営・管理を担う組織の設置に係る経費  
-当該組織に所属する人員の人事費等
  - ②産学連携マネジメント（知財戦略の策定・実施、知的財産・データのマネジメント、契約管理等）に係る経費
  - ③研究開発基盤（プロジェクト全体で共通的に使用する研究設備・機器の維持管理、実証フィールドの運用等）に係る経費
  - ④外部リソース獲得等（広報活動、企業等との交渉活動等）に係る経費
  - ⑤人材の能力向上等に係る経費

※共創の場形成支援プログラムにおける「スタートアップ創出/成長の促進支援」に係る直接経費は、「プロジェクト推進経費」として支出して下さい。

## 4. 直接経費の費目間流用

共通版の記載内容	企業等 : 25~26ページ
「(2) 直接経費の費目間流用」 本研究の目的に合致することを前提に以下の条件・手続きのもと、直接経費の費目間流用が可能です。なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんので、ご注意ください。	

共創の場形成支援プログラムにおいては、上記に留意事項として以下を追加します。

共創の場形成支援プログラムにおける「スタートアップ創出/成長の促進支援」に係る直接経費は、研究機関（企業等）において「研究開発経費」と「プロジェクト推進経費」の間の流用を行うことはできません。

## 5. 直接経費の執行全般に関する留意事項について

共通版の記載内容	企業等： 39～45ページ
(8) 直接経費の執行全般に関する留意事項	

共創の場形成支援プログラムにおいては、上記に加えて留意事項として以下を追記します。

### ⑧「スタートアップ創出/成長の促進支援」に関する留意事項

- 提案要領において例示されている「ファンド組成等」について、ファンドの原資及びファンドの組成（いわゆる投資組合の設立等）に直接的に必要な費用として委託費を充当することはできません。
- 提案要領において例示されている「実用性・事業性の検証や製品試作等のための研究開発費の支出」等、研究開発のために必要な費用は、「大学等」に相当する機関のみが支出可能です。

○共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）スタートアップ創出/成長の促進支援 提案要領  
[https://www.jst.go.jp/pf/platform/file/2022/2022\\_kyousounoba\\_startup\\_youryou.pdf](https://www.jst.go.jp/pf/platform/file/2022/2022_kyousounoba_startup_youryou.pdf)

## 6. 知的財産権の管理について

共通版の記載内容	企業等： 62～66ページ
(3) 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について	

共創の場形成支援プログラムにおいては、上記に加えて留意事項として以下を追記します。

### ⑥プロジェクトにおける知的財産権について

研究機関に帰属することとなった知的財産権については、事務処理説明書（共通版及び本補完版）の記載事項及び委託研究契約書に定める事項を遵守するほか、拠点において参画機関が策定するプロジェクト本体の知的財産権の取扱いルールに基づく扱いを行って下さい。

## C. 追加事項

ここでは、共創の場形成支援プログラム固有の取扱いを  
掲載します

### III. 追加事項

#### 1. 採択後の評価について

本格型における中間評価及び事後評価等、プロジェクトの各種評価を実施します。

- ・「本格型」における中間評価は、プロジェクト開始後、4年度目及び7年度目を目安として、事後評価は、プロジェクト終了後できるだけ早い時期又はプロジェクト終了前の適切な時期にそれぞれ実施します。
- ・上記の他、プログラムオフィサーが必要と判断した時期に、プロジェクトの評価を行う場合があります。

各種プロジェクトの評価結果は、以後のプロジェクト実施計画の調整、資源配分（委託費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、プロジェクトの早期終了（中止）や一部縮小、プロジェクト間の融合・連携調整等の措置を取ります。

#### 2. 共同研究等の契約

共創の場形成支援プログラムの趣旨に沿ってプロジェクトを推進するため、参画機関の企業等においては、代表機関もしくは他の参画機関の大学等とプロジェクトの実施に関する共同研究等の契約を締結していただきます。当該契約において、JST が示す委託研究契約書（ひな形）における別記5 特別条項「（他機関との契約等の締結における遵守事項）」が反映されていることを確認ください。当該契約は、代表機関から JST 課題担当者に提出されます。

また、以下の点が契約事項等に反映されていることも確認ください。

- ・JST の「研究成果展開事業 共創の場形成支援（共創の場形成支援プログラム）」によって共同でプロジェクトが実施されることが判るように記載。
- ・企業等がプロジェクトに参画してから 3 ヶ月以内を目処に当該契約書や覚書等の写しを代表機関から提出。代表機関は、当該契約の終了が決定したときには、その旨を JST 課題担当者に連絡。

#### 3. 海外研究機関との契約

海外機関がプロジェクトに参画することは可能ですが。ただし、大学等に相当する機関であっても、JST と委託研究契約を締結できません。

#### 4. 委託費の中間報告について

当該事業年度末の支出予定額を JST が把握するために、必要に応じて JST 課題担当者から報告を求めます。

## 5. 計上できる外部リソースの条件

プロジェクトがその活動を通じて獲得したものであり、かつプロジェクトの活動に貢献する民間資金（共同研究費、受託研究費、寄附金、会費等を含む）、参画機関の企業等から提供されるリソース、及び競争的研究費等の公的な外部資金に限り外部リソースとして計上できます。

「企業等から提供されるリソース」とは、プロジェクト推進のために企業等から拠出される貢献（大学等への資金提供を除く）を意味します。

（企業等から提供されるリソースの例）

- ・プロジェクトのために参画機関の企業等が大学等に拠出する設備、備品等
- ・プロジェクトのために参画機関の企業等が直接支出する研究開発の経費（物品費、人件費、旅費等）
- ・プロジェクトのために参画機関の企業等が直接支出するマネジメントに係る経費等

（留意事項）

- ・外部リソースの獲得に係る計画・実績は、実施計画書や年度報告書により JST に報告していただきます。